

筑西広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる
契約に関する条例

平成 18 年 7 月 20 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約については、筑西市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成 18 年筑西市条例第 4 号)の例による。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。